

## 平成22年度第3回

# 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成22年10月18日（月曜日）

午後3時00分から午後3時50分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成22年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成22年10月18日（月）午後3時00分から午後3時50分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 橋本 潤子 委員 伊藤 恵子 委員  
千葉 克己 委員 宮原 育子 委員 山本 信次 委員

欠席委員：小野寺敏一 委員 風間 聡 委員 河野 達仁 委員  
両角 和夫 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

初めに、本来であれば佐藤企画部長よりご挨拶を申し上げるところでございますが、県議会の関係で佐藤部長と長野理事につきましては欠席となりますことをご了承願います。

本日は、林山部会長を初め6名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、風間委員、河野委員、両角委員におきましては、所用のため欠席する旨ご連絡をいただいております。また、本日、小野寺委員から所用のため欠席する旨の連絡がございました。

では、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まずは、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから資料1、現地調査の実施状況について。資料2、平成22年度公共事業再評価に係る答申案。資料3、平成22年度公共事業再評価審議内容整理表。資料4、部会意見対応状況報告について。資料5、平成21年度公共事業再評価に係る部会意見対応状況報告書。以上につきまして、お配りしております。

また、再評価調書のご持参をお願いしております。お手元がない場合は、事務局の方へお申し付け願います。よろしいでしょうか。

それでは会議に入りますが、ご発言の際には机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。

それでは、林山部会長、議事の進行につきまして、よろしく願いいたします。

林山部会長 本日は委員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順でまいりますと宮原委員、山本委員のお二人をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

はい、それでは、よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてご説明いたします。宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づきまして、本会議は公開といたします。傍聴につきましては、本会議場に表示しております傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮

影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事次第をご覧くださいまして、議事次第3の報告、現地調査の実施状況について、事務局より報告をお願いいたします。

企画・評価専門監 資料1をご覧ください。先月9月6日、午前10時から午後4時30分まで現地調査が実施されました。対象事業は調査順に、事業番号5 仙台塩釜港海岸高潮対策事業、これは塩竈市でございます。それから事業番号6 北上川下流流域下水道事業、石巻市でございます。それから事業番号10 経営体育成基盤整備事業、こちらは美里町の蛇沼向地区でございます。以上の3事業につきまして、現地において整備の状況や施設の稼働状況などの調査が実施されました。調査状況につきましては、裏面の写真をご覧くださいと思います。

通常ですと詳細審議に付された事業を中心に現地調査を実施し、審議の参考にさせていただきますが、今年度は詳細審議に付された事業がございませんでしたので、委員の皆様のご意見等を踏まえまして、ただいま申し上げました3カ所が選定され、実施されました。

今回の現地調査等の状況も踏まえまして、次年度以降の審議にお役立ていただければと思います。報告は以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。9月6日に行いました現地調査について、ご説明いただきました。ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、現場の方々には大変ご苦勞をおかけしましたけれども、調査させていただいたことで再認識できたということで、本当に感謝を申し上げます。

林 山部会長 それでは、議事次第に戻りまして、議事4、平成22年度公共事業再評価に係る答申についての審議に入りたいと思います。本年度の審議の結果を取りまとめ、本日ここで答申内容を取りまとめさせていただきたいと考えております。今まで皆さんにご議論いただいた審議を踏まえまして、私と事務局で誠に勝手ながら原案を作成させていただいております。これに基づきましてご審議をお願いしたいと思いますので、まず事務局から答申案についてご説明をお願いいたします。

政策課長 資料2の答申案及び資料3の審議内容整理表をご覧ください。

今年度の審議状況を踏まえまして、林山部会長と調整させていただいて答申案を作成いたしましたので、説明させていただきます。

なお、資料3の審議内容整理表、こちらの方には個別の事業について審議結果の概要を記載しておりますけれども、今回はそれぞれの内容についてのご説明は行いませんので、必要に応じてご参照いただければと思います。

まず、資料2になりますけれども、知事への答申でございますが、行政評価委員会の委員長と公共事業評価部会部会長の連名という形になります。

今年度は12事業についてご審議をいただきまして、すべての事業について事業継続妥当とのご判断をいただいております。したがって、記以下の分、「事業継続」とした県の評価に対しまして、すべての事業を「妥当」としております。

2枚目の別紙をご覧ください。今後の事業の実施に関します意見を記載いたしております。事業全般を対象に、以下の内容となっております。読み上げさせていただきますと、「近年、地球温暖化等に伴う異常気象の発生等が多く見られるようになり、本県においても、今後、自然災害リスクの増大が懸念される。したがって、公共事業の実施に当たっては、事業の計画段階からこうした視点も十分に考慮するとともに、とりわけ県民の生命と財産に直結する事業については、事業効果の早期発言が図れるよう、迅速な施行に努めること。」

こういったような内容で、答申案をまとめております。この中身につきまして、ご審議の方をよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。別紙について特に2点ほど補足させていただきます。

審議の中で、特に費用対効果に関する議論がございました。私とか河野委員が専門としている分野でございます。下水道事業における効果算定がおかしいのではないかという意見がかなり出されたのですが、これ実は国土交通省からのマニュアルとして通達が出されております。この事業は補助事業ですので、国の指示、こういった方針において計算しなさいという指示が出ていることを踏まえなければなりません。今後、宮城県としてもこういった委員会での逆の意見、逆の意見というか、こういうふうに変更してほしいという意見が多くあったということをやフィードバックしていくようなことを考えていくと。ですから、具体的な知事に対する答申の別紙としては、あえて触れないという判断をさせていただきました。

この自然災害リスクの問題ですが、皆様ご存じのように突発的な大雨とか地滑り、あるいは宮城県では私の知っている限り最近ないと思うのですけれども竜巻等、予測不可能な環境状況に陥ることがあると。ここでの委員会の立場からするとパブリックという立場ですので、やはり県民の生命と財産を守るということを第一義に考えた時に、リスクが軽減するような事業については早期に手をつけることが好ましいのではないかと想定いたしまして、こういう表現にさせていただきました。

今の私の補足、課長からのご説明も含めて、ご意見やご指摘がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からご了解いただけたということで、修正なくこのままの形で、答申として知事にお伝えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

次に、議事（2）「部会意見対応状況報告」に入りたいと思っておりますので、説明される事務局あるいは担当者の方は準備をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この報告につきまして、位置付けや進め方につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、部会意見対応状況報告につきまして、簡単にご説明いたします。

最初に資料4をご覧ください。資料4は、公共事業評価の流れの中での部会意見対応状況報告の位置付けを示したものですが、中段黒く塗られている部分が該当する箇所です。この部会意見対応状況報告は、公共事業再評価を行った事業のう

ち、部会からの答申において条件や意見が付された事業及び事業種について、評価実施から1年後及びそれぞれ意見に応じた適切な時期に、その意見に対して県がどのように対応したかを報告するものでございます。平成18年度までは任意で部会報告しておりましたが、平成19年度からは実施要項におきまして報告を制度化しております。

次に、資料5をご覧ください。昨年の公共事業再評価の答申を1ページから3ページまで掲載しておりますが、今回の報告は昨年度の答申において意見が付された事業及び事業種になります。内容を見てみますと、去年の事業としましては2ページの別紙1、一般県道大衡仙台線小野道路改良事業の1事業。それから事業種としましては、その下に2として記載しておりますが、農業農村整備事業と3ページの工業用水道事業の2事業種の報告となります。この後、事業担当課よりご報告いたしますので、ご意見などいただければと思います。

なお、昨年度の答申を受けまして、今後の公共事業再評価の実施に関して、残事業B/Cを算出し、再評価調書へ記載をすることとの意見をいただいておりますが、これにつきましては既に評価調査の様式を変更いたしまして、記載済みでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

林 山部会長      どうもありがとうございました。ただいま説明いただきましたように、答申において意見が出された事業について、対応状況を報告していただくということですが。道路事業、農業農村事業と工業用水道事業ですが、まず「小野道路改良事業」について、ご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

道 路 課      それでは、一般県道大衡仙台線小野道路改良事業について報告いたします。  
まず、この事業につきましては、大衡村の国道4号からの分岐を起点としまして、仙台市青葉区で国道48号に至る一般県道大衡仙台線のうち、大和町小野地内の一般県道西成田宮床線から町道山下大沢線交差点までの総延長約1.4km間の整備を行うものです。

この資料の①-1をご覧ください。全体事業費が33億9,000万円、事業期間といたしまして平成7年度から平成24年度までという事業の概要でございました。ちなみに、平成22年度の進捗ということで、85%まで進捗してございます。

この後ろの①-4を見ていただきたいのですが、こちらに21年度の再評価部会意見ということで継続妥当ということで答申をいただきましたけれども、意見をいただいております。その意見の内容ですけれども、「事業の効率性が高く、大きな事業を見定めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること」という意見をいただいております。

こちらの小野道路改良事業というのは、大きな山のところを削って道路をつくっていくという工事になっておりまして、発生土砂が多く、この処理がポイントとなるということで、関連する公共事業どうして計画調整をして、そちらに土砂を持って行って事業を進捗させるということがポイントになりますので、このような意見をいただいております。

また、B/Cが5.4と非常に高い数値であるということから、早期完成に努めるというふうにいただいております。

評価結果でございますが、土砂の搬出等につきまして、関連する事業との調整を一層綿密に実施して、効率的な整備を行うよう努めるとしてございます。

これに対しまして現在の対応状況でございますが、今後想定される発生土砂量75,000m<sup>3</sup>程度であります。もともと百万 m<sup>3</sup>ほど土砂が発生しております。それをこれまでも付近の町の土地区画整理事業とか、それからNEXCOの方で利府ジャンクションとかやっておりますが、そちらの方に搬出するなど事業調整を図ってまいりました。その結果、現在では残すところ75,000m<sup>3</sup>ということになってございます。こちらにつきましても、やはり地元自治体とか関係機関等に事業調整を行いました結果、今のところ松島の方で初原道路改良工事がございますが、そちらの道路の方に持っていく、ないしは大和町の道路整備事業にも搬出するというのを、現在予定しています。

それから、事業進捗につきましては、現在、総合交付金事業で進めてございますが、国の追加補正などの対応を検討しておりまして、平成24年度完成という目標達成の目途がついていると考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質問等承りたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

一つ私から質問してもよろしいでしょうか。

国の追加補正というのは、どういう意味ですか。

道 路 課 毎年、当初予算で予算計上しておるのですけれども、10月、11月頃にまた国の方から補正をとということで、例年あります。それに対して、ここのような事業促進を少しでも図って前倒ししたいようなところにつきまして、なるべく県として手を挙げて、補正予算をいただくということを考えておりまして、それをこれからも、そんなこともしながら完成を早めていきたいと考えております。

林 山部会長 質問した意味は、補助事業だから補助率は決まっていますよね。ですから既に総額は決まっていて、そこから県の負担、国の負担と。補正というのは何年かの計画のうち、例えば数年後の分を前倒しでもらうという、そういう意味ですか。

道 路 課 はい、そういうイメージです。

林 山部会長 そうするとトータルでCは変わりますよね。変わるというのは、総額は一緒なのですけれども、いつ投資するかという額は変わってきませんか。

道 路 課 額が変わるといえるのは、例えばこの小野道路改良事業の全体の額というのは前倒しするだけだから変わることはありません。早く終わることなのですけれども、おっしゃっている意味は、例えば22年度に補正をいただくということであれば、22年度の予算が変わるのではないかという意味でしょうか。

林 山部会長 いえ、そういう意味ではなく、トータルの額は同じなのですけれども、これは費用便益に関わることでありますから、割引率が効いてくるわけです。例えば、もっと

わかりやすく言うと、子供に5年間毎年1万円ずつやるよと言ったら、子供たちとしてはまとめて5万円くれと、あと4年間はゼロでいいと。子どもたちは5万円もらっておいて郵便貯金か何かして、利子は低いですがけれども、変わりますよね、トータルは。

道 路 課 B/Cの算定の中で、費用は年度ごとに想定していますので、前倒しになれば若干変わります。

林 山部会長 これ、計算しろという意味ではなくて、前倒ししてもらえるから、おそらく有利になるということだから、計算しなくてもいいのですけれども。

公表されることについて、何を気にしているかという、国から追加補正がくると、県の負担が減ると県民の方は勘違いされることを想定していて、それを確認させていただきたかったということです。すみません、細かいことで。

他にご意見お伺いいたします。よろしいでしょうか。

追加補正はもらえそうなのですか。

道 路 課 ちなみに、今年10月からの国会で審議しているものにはノミネートはしていません。幾らというのはまだわかりませんが。

林 山部会長 わかりました。国にも働きかけて、早期完成に努力されているという回答だと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

続きましては、2番目の農業農村整備事業につきまして、ご説明よろしくお願ひいたします。

農村整備課 続いて農村整備課よりご説明いたします。

資料5の②-1ページをお開き願います。事業名につきましては、農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）ということで、事業種に対して付されたもので、今後の事業実施に関する意見となっております。評価結果といたしましては、対応方針として経営体育成基盤整備事業における環境配慮への取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用などの普及、指導についても実施するように努めるという内容でございます。

次に、②-2ページをお開き願います。現在の対応状況でございますが、まずこれまでの取り組みといたしましては、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」に基づく、事業地区ごとに環境調査を行いながら、環境との調和に配慮した実施計画書を策定しております。その策定に当たっては、事業地区単位に市町村や土地改良、地域の農業者、有識者、学校関係者にも参画いただいて「環境配慮地方検討委員会」によって「環境配慮実施方針」を策定していただき、「1地区1環境配慮工事」との方針に基づき、事業を実施していたところでございます。現在は、これらの環境配慮施設の効果をより高めるために、土地改良区や地域の方々と協働で、以下四つの対応方針のもとで取り組んでおります。

1点目は、土地改良区と協働で適切に管理するための環境配慮施設のより具体的な維持管理計画づくりを進めております。2点目は、県が策定した手引き、施工事例集、国の指針など地区のモニタリング調査結果などを参考といたしまして、

地域の農業者の方々が維持管理に取り組むための「順応的管理手法」に関する資料の作成に取り組んでおります。3点目は、地域の農業者の方々を対象に、土地改良区が主催する研修会や地元説明会において、施設の設置目的や維持管理方法について、情報提供しております。4点目は、農地・水・環境保全向上対策など、地域活動との連携を強化しながら、安全・安心な農作物の生産に向けて農業者の方々の意識醸成に努めております。

あと、取り組みといたしましては、②-3ページに昨年度再評価地区であります石巻市の北上地区の施設計画、カラー版の資料の方つけさせていただきました。

本地区では、主にメダカ、フナ、ドジョウ類の魚類を対象に、環境型護岸を施工しておりますが、構造的には護岸傾斜を緩やかとし、在来植物による植生を促し、昆虫の住処やそのまわりに生息するドジョウの生息環境を確保しております。また、親水、写真にあります階段状の護岸を併設することで、地元石巻市立橋浦小学校の児童が生き物調査等に活用できるように配慮した他、階段工の下は魚巢の効果を持つ中空型として整備しております。また、この地区においては水田の落水部分に水田魚道を設置するなど、水田と排水路の連続性を確保するための取り組みも行っております。

今後、県といたしましては、事業で設置する環境配慮施設につきましては、土地改良区が主体となった順応的管理を推進し、目標とする維持管理体制が構築されるよう配慮しながら、事業を推進してまいります。私からは以上でございます。

林 山部会長 はい、どうもありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。  
よろしく申し上げます。

山本委員 現在の対応状況におきましては、ソフト面までを含めて非常にすばらしい対応だと思います。その前の段階のところなのですが、1地区1環境配慮工事について、環境配慮工事が始まった当初の段階で考えれば、各地区で1カ所以上は実施するというところで進めてこられたのは、よいと思うのですが、だいぶこうしたことが浸透してきましたので、具体的に、どういう場所にはどういう環境配慮が必要とか、設置がどういうふうに決められているのかとかなどの判断基準、全然配慮がない場所もあっていいし、逆にたくさん配慮しなければならない場所も出てくるとは思いますが、そういったところの判断基準をこれからどうしていくのか、教えていただければと思います。

農村整備課 県としての環境配慮の取り組みといたしましては、これまで事業を実施した地区における実施状況の把握を、現在進めております。今年現在で経営体育成基盤整備事業といたしまして、64地区事業実施しているわけなのですが、そのうち1地区1環境配慮ということで、実施した地区の実施した内容を確認しております。

実施した内容につきましては、山本委員もご存じのように、環境配慮のミティゲーション5原則ということで、回避・最小化・修正・影響の軽減除去・代償ということで、こういった大きく五つの分類があるわけなのですが、その分類ごとに実施した工法を把握しております。それで、この各事業地区で実施した状況を今年1年かけて把握して、これから設置する施設に活かしていこうと。これは、



当然地元の方々への説明にも積極的に利用していく。

具体的に言いますと、先ほど言いました一つ一つの区分で言いますと、確かに地区ごとに濃淡がございます。4種類から5種類ぐらい取り組んでいる地区もあれば、1種類だけという地区もございます。やはりそういった部分の濃淡もございますけれども、64地区中、例えば5原則の一つの部分で例えば40地区とか、そういった形で取り組んでいる地区もありますので、やはりこれからの取り組みの部分については、県が主導的な役割がございますが、地域の農家の方々の理解も得ながら、地域の営農とのバランス、そういったものを考えながら取り組んでいきたいと考えております。

林 山部会長      どうぞ。

山 本 委 員      今のお答えで結構だと思いますが、ちょうど今、COP10で生物多様性について議論されているのですが、生物多様性オフセットということで、アメリカなどでも、生物多様性が失われた部分を他のところで復元しろとか、またそれについて綿密に調査しましょうとか、そういう方向になってきています。徐々に要求されるものが高度になってきているので、それに向けた対応というのにも必要となってくるのではと感じています。

林 山部会長      ありがとうございます。他いかがでしょうか。どうぞ。

宮 原 委 員      ②-2の現在までの対応状況なのですが、これらの事業、それぞれあるかと思いますが、大体どのくらいの期間を想定してらっしゃるのか。それから、こうした取組は継続して行っていくことだとは思うのですが、現時点で、どのくらいの期間で取り組んでいこうとお考えでしょうか。

農村整備課      ご質問いただきました経営体育成基盤整備事業につきましては、標準的な工期として6年ということをご想定しております。

その中で、つくってからどうしようかということではなくて、先ほどご説明しましたとおり計画段階から、事業に着手する前の段階から地域ごとのマスタープランに則った形で事業計画を策定し、あとは実施する段階においては当然配慮の方針、それに基づき設置しまして、設置した後は先ほどご説明しました順応的な管理ということで、環境条件の変化にあわせて施設も改良する必要が出てまいりますので、そういったところを6年の工期が終わっても、実際はこういった施設は地域の農業者の方々が管理する形になりますので、そういった部分についても事業が終わったからここで終わりということではなくて、基本的には支援をしていきたいと考えております。

宮 原 委 員      ありがとうございました。

林 山部会長      よろしいですか。他いかがでしょうか。

先ほど、山本委員がおっしゃった、名古屋で行われている生物多様性条約に基づくCOP10に、私も昨日まで、プレ会議ですが参加しまして感じたのは、この生

物多様性という問題というのは、もう避けて通れない問題であって、こういった事業というのは推進されるべきだと思います。

個人的に知識がないので教えていただきたいのですが、9月6日に美里町現地調査に行かせていただいて、生物が棲みやすいような護岸にして、環境が守られていると。資料にはメダカやカエルといった希少な生物が生息していると。今日の参考資料に調査と書いてあるのですが、例えば、小学生は好きなだけ採っているのですか。いい環境をつくって、どんどん捕獲されたら一緒じゃないかと単純に思ったのですが。

農村整備課 当然モニタリング調査ということになれば、そういった生態系に影響を与えない形でということになるのですが。

林 山部会長 調査捕鯨みたいなものですか。

農村整備課 やはり地域の方々に具体的に参加していただくとするときに、今回は地域の小学校の児童に参加していただいたのですが、やはり農業者の大人の方々に参加してくださいと言ってもなかなか参加していただけない。その中で、地域の子供たちが参加することによって、地域の大人たちも興味を持ち、一緒に参加することで、今回北上地区の事例では、そういった形で子供たちも体験して自分の地域の状況を学習すると。それにあわせて大人たちも、子供たちの将来に向けて、こういった環境に関心を持つということで考えております。ですので、その個体採取については、多少乱暴な網使いもありますので、そういった部分はちょっと配慮しながら、今後は対応させていただきたいと思います。

林 山部会長 生物多様性と観光をうまく両立できないかということ考えた時に、例えば東京の小学校から大型バス何台かで来て、いっせいにメダカを採りまくって、また帰って行くと。彼らとしては環境ってすばらしいという体験もできると思いますけれども、個体数が減りますよね。地元の小学生とか大人だったら、ある程度常識というのがあると思うのですけれども、そういうことは認めてしまうのですか。答えられないかもしれないですけども。

農村整備課 この下流側も見ていただければ、なおわかるのですけれども、この下流側には一級河川に平行して、承水路が土水路として残っており、今回の配慮した区間との連続性は確保されております。ですので、個体数という観点から言えば、子供たちの乱暴な網使いは問題があるかと思うのですが、環境的には下流部に十分生息環境の整った水路が残っておりますので、こういった地区について問題ないのかなど。ただ、ある反面、地域の方々に参加していただくために個体数を減らすという、そういう乱暴なことはしないように当然配慮してまいりたいと思います。

林 山部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。  
それでは、3点目の工業用水道事業について、ご説明をお願いいたします。

水道経営管理室 資料の③－1ページをお開き願います。

部会意見対応状況報告書の事業名は、仙南工業用水道事業です。

最初に、再評価実施状況です。再評価実施状況は、平成21年度行政評価委員会公共事業評価部会から、事業中止妥当の答申を得ています。その際、今後の事業実施に関する意見といたしまして、「事業計画策定においては、将来需要予測についてより一層綿密な分析を行うとともに、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速な対応を行うこと」といった意見をいただいております。

評価結果は事業中止でございまして、いただきましたご意見に対しまして、こちらに記載のとおり、工業用水の将来需要予測におけるより一層綿密な分析を行うこと、事業実施の際の社会経済情勢等の把握などを対応方針として定めてございます。

③－2ページ、現在の対応状況ですが、この件に対する対応方針に基づき、既存企業への水需要調査の実施や、企業誘致を所管しております本県経済商工観光部との連携強化、情報収集に努めていく他、景気の動向や産業界の動向についても把握に努めているところでございます。

なお、仙南工業用水道事業につきましては、事業中止妥当の答申を踏まえ、本年1月25日に県として正式に当該事業の廃止を決定し、その後工業用水道事業を所管する経済産業省をはじめ各関係府省に対して事業廃止及び財産処分等の手続を行っております。3月末までにいずれも手続が完了しております。

現在は国土交通省とダム使用権の処分手続を進めておりまして、本年度中にはすべての手続が完了する見込みとなっております。

最後になりますが、平成22年度から事業廃止に伴う企業債の繰上償還や他会計からの長期借入金の定時償還等の精算事務を開始しておりますが、関係機関との協議、調整を十分に行いながら、これらの事務が円滑に進められるよう今後とも努力してまいります。以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

この3点目の、ご説明いただいた仙南工業用水道事業につきましては、事業中止ということでしたが、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、1点だけ私の方からご質問させていただきますけれども、ダム関連では現在国土交通省で有識者会議というのをやっている、八ツ場ダムなどを含めて、継続、中止という議論が行われていると、まだ結論は出ていないと伺っていましたが、それとこのダム使用権の処分手続とは何か連動するとか、影響があるということとは考えられるのですか。全くないのですか。

水道経営管理室 直接的にはありません。直接的といいますか、全く切り離して考えてよろしいです。

林 山部会長 わかりました。よろしいでしょうか。それでは、この件につきましても皆様からご同意いただいたということで、以上3件につきまして、委員の皆様からご同意いただいたということになるかと思えます。

では、5番のその他について、事務局の方からよろしく願いいたします。

司 会 委員の皆様，本日のご審議につきまして，ありがとうございました。

本日まとめていただきました答申書につきましては，11月4日に林山部会長から知事へ答申いただく予定でございます。

県では，この答申を受けまして最終的な評価結果である評価書を作成し，11月下旬に公表予定としております。その際には，委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

また，次回の第4回部会でございますが，来年の2月頃の開催を予定してございます。その際は，評価結果の報告と再評価事業完了報告を行うこととしてございます。次回部会につきましては，改めまして後日，委員の皆様の日程調整をさせていただきたいと思っておりますので，その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局からは以上でございますが，委員の皆様からは何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは，以上をもちまして，第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 宮原 育子 印

議事録署名人 山本 信次 印